

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	生活保護事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東大阪市長

## 公表日

令和7年1月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務、保護の決定及び実施又は徴収金の徴収において情報連携による公金受け取り口座情報取得に関する事務 なお、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等中間サーバー等へ特定個人情報の登録を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理する。(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等において本人確認事務を行う。(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等において機関別符号の取得等を行う。(※) ※社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。
③システムの名称	生活保護システム、共通基盤システム、中間サーバー、医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項  【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、43の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市市長公室広報室市政情報相談課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課

9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護の申請時に対象者から特定個人情報が記入された申請書や、特定個人情報が記載された書類を入手しているが、住基システムと自動連携して登録しているため、原則としてマイナンバーの登録事務は発生しない。住基システムと自動連携できない場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会をおこなっており、複数人での確認のうえでマイナンバーをシステムに登録しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	5. 評価実施機関による担当部署①部署	東大阪市福祉部生活福祉室	東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課	事後	令和2年4月1日機構改正による
令和2年4月1日	5. 評価実施機関による担当部署②所属の役職名	生活福祉室長	生活福祉課長	事後	令和2年4月1日機構改正による
令和2年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市福祉部生活福祉室	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課	事後	令和2年4月1日機構改正による
令和2年10月1日	1. 対象人数・いつ時点の計数か	2015/3/31	2020/8/31	事後	
令和2年10月1日	2. 取扱者数・いつ時点の計数か	2015/4/1	2020/9/1	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号利用法の改正による
令和5年3月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務、保護の決定及び実施又は徴収金の徴収において情報連携による公金受け取り口座情報取得に関する事務	事後	
令和5年3月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	生活保護システム	生活保護システム、統合専用端末、医療保険者向け中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第9号 内閣府総務省令第7号第8条1、2号 別表第二 第10号 内閣府総務省令第7号第9条1、2、3号 別表第二 第14号 内閣府総務省令第7号第11条 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条1、2、3号 別表第二 第24号 内閣府総務省令第7号第17条 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第20条4、5、6、7、9、10号 別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条1、4、5、7、8、9号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条2、3、4、5、7号 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条1、2、3、4、5、7、8、9号 別表第二 第61号 内閣府総務省令第7号第32条1、2号 別表第二 第62号 内閣府総務省令第7号第33条 別表第二 第64号 内閣府総務省令第7号第35条 別表第二 第70号 内閣府総務省令第7号第39条1号 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条1号 別表第二 第94号 内閣府総務省令第7号第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 別表第二 第104号 内閣府総務省令第7号第52条 別表第二 第106号 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 別表第二 第108号 内閣府総務省令第7号第55条1、2、3、4号</p> <p>【照会ができる根拠規定】 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条</p>	<p>【照会ができる根拠規定】 番号法第19条第8号 別表第二の26の項 番号法第19条第9号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び用法を定める命令第19条</p> <p>【提供ができる根拠規定】 番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務、保護の決定及び実施又は徴収金の徴収において情報連携による公金受け取り口座情報取得に関する事務	生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務、保護の決定及び実施又は徴収金の徴収において情報連携による公金受け取り口座情報取得に関する事務 なお、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等中間サーバー等へ特定個人情報の登録を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において資格履歴を管理する。(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等において本人確認事務を行う。(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等において機関別符号の取得等を行う。(※) ※社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。	事後	
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、統合専用端末、医療保険者向け中間サーバー等	生活保護システム、共通基盤システム、中間サーバー、医療保険者向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第15号 内閣府総務省令第5号第15条	番号法第9条第1項 別表23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第15条	事後	
令和7年1月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【照会ができる根拠規定】 番号法第19条第8号 別表第二の26の項 番号法第19条第9号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び用法を定める命令第19条  【提供ができる根拠規定】 番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項  【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、43の項	事後	
令和7年1月30日	1. 対象人数・いつ時点の計数か	2021/7/31	2024/12/1	事後	
令和7年1月30日	2. 取扱者数・いつ時点の計数か	2021/8/1	2024/12/1	事後	
令和7年1月30日	8. 人手を介在させる作業		(2)十分である 判断の根拠 生活保護の申請時に対象者から特定個人情報 が記入された申請書や、特定個人情報が記載 された書類を入手しているが、住基システムと 自動連携して登録しているため、原則としてマイ ナンバーの登録事務は発生しない。住基システム と自動連携できない場合は、4情報又は住所 を含む3情報による照会をおこなっており、複数 人での確認のうえでマイナンバーをシステムに 登録しており、人為的ミスが発生するリスクへの 対策は「十分である」と考えられる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		(3)根拠のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (2)十分である 判断の根拠 生活保護システムへのアクセスを生活保護担当職員に限定している。また、生活保護システムが利用できる端末を生活保護担当課内の端末に限定しており、利用端末へのログインには二要素認証を行っており、パスワードも定期的に変更している。	事後	